

○学校法人五島育英会寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人五島育英会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都世田谷区玉堤1丁目28番1号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、有為な人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

(1) 東京都市大学

大学院 総合理工学研究科 環境情報学研究科

工学部 建築学科 都市工学科

理工学部 機械工学科 機械システム工学科 電気電子通信工学科

医用工学科 応用化学科 原子力安全工学科 自然科学科

建築都市デザイン学部 建築学科 都市工学科

知識工学部 情報通信工学科 自然科学科

情報工学部 情報科学科 知能情報工学科

環境学部 環境創生学科 環境経営システム学科

メディア情報学部 社会メディア学科 情報システム学科

デザイン・データ科学部 デザイン・データ科学科

都市生活学部 都市生活学科

人間科学部 人間科学科

(2) 東京都市大学付属高等学校 全日制課程 普通科

(3) 東京都市大学付属中学校

(4) 東京都市大学等々力高等学校 全日制課程 普通科

(5) 東京都市大学等々力中学校

(6) 東京都市大学塩尻高等学校 全日制課程 普通科

(7) 東京都市大学付属小学校

(8) 東京都市大学二子幼稚園

(収益事業)

第5条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

(1) 不動産貸付業

(2) 自動車教習所（東急自動車学校）

第3章 役員及び理事会

(役員)

第6条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10人以上16人以内

(2) 監事 2人又は3人

2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

3 理事長は、理事のうちから専務理事1人を選定し、任命する。

4 前項のほか、理事長は、理事のうちから常務理事若干名を任命することができる。

(理事の選任)

第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 東京都市大学学長

(2) 評議員のうちから理事会が選任した者4人以上7人以内

(3) 前2号に規定する理事総数の過半数をもって選任された者5人以上8人以内

2 前項第1号及び第2号に規定する理事は、学長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第8条 監事は、この法人の理事、職員（学長、校長、園長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって、理事会が選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(役員の任期)

第9条 役員（第7条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、選任後3年以内に終了する会計年度のうち、最終年度の決算及び事業の報告に関する

る評議員会の終結の時までとする。ただし、補欠又は補充の役員の任期は、前任者又は現任者の任期満了の時までとする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（理事長又は専務理事にあっては、その職務を含む。）を行う。

（役員の補充）

第10条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

（役員の解任及び退任）

第11条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

(1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。

(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

(3) 職務上の義務に著しく違反したとき。

(4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了。

(2) 辞任。

(3) 死亡。

(4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

（理事長の職務）

第12条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

（専務理事及び常務理事の職務）

第13条 専務理事は、この法人を代表し、理事長を補佐してこの法人の業務を統括する。

2 常務理事は、専務理事を補佐し、この法人の業務を分掌する。

（理事の代表権の制限）

第14条 理事長及び専務理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

（理事長職務の代理等）

第15条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、専務理事が、また理事長

及び専務理事に事故のあるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次にその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第16条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - (5) 第 1 号から第 3 号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
 - (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
 - (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
- 2 前項第 6 号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が發せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
- 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第17条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の 3 分の 2 以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 2 週間以内に、これを招集しなけれ

ばならない。

- 5 理事会を招集するには、各理事及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 9 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第13項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 13 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第18条 法令若しくはこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項及びこの法人の業務に関する重要事項の決定を除き、寄附行為施行細則等理事会において定めたものについては、理事長に委任することができる。

(議事録)

第19条 議長は、理事会の開催の場所（当該場所に存しない役員が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長、専務理事及び出席した理事のうちから互選された理事2名並びに出席した監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあっては、電子署名。以下同じ。）し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
- 3 出席した理事から議事録の記載について異議のあった場合は、その申出に基づいて、次

の会議にはかって、議長がこれを確認しなければならない。

- 4 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

(会長・名誉理事)

第20条 この法人に、会長及び名誉理事を置くことができる。

- 2 会長及び名誉理事は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
- 3 会長及び名誉理事は、理事会に出席し意見を述べることができるが、議決に加わることはできない。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第21条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、22人以上34人以内の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 評議員会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 監事が第16条第2項の規定に基づき評議員会を招集した場合における評議員会の議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 9 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決することができない。ただし、第13項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 10 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 11 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 12 議長は、評議員として議決に加わることができない。

13 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第22条 議長は、評議員会の開催の場所（当該場所に存しない評議員又は監事が評議員会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員2名並びに出席した監事が署名し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
- 3 出席した評議員から議事録の記載について異議のあった場合は、その申出に基づいて、次の会議にはかって、議長がこれを確認しなければならない。

(諮問事項)

第23条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 合併
- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (9) 収益事業に関する重要事項
- (10) 寄附金品の募集に関する事項
- (11) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第24条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第25条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 東京都市大学学長
 - (2) 校長及び園長のうちから理事会が選任した者3人以上5人以内
 - (3) 東京都市大学の専任の教授及び准教授のうちから教授会が選出した者4人
 - (4) この法人に通算して3年以上勤続する専任の職員のうちから理事会が選任した者4人以上6人以内
 - (5) この法人が設置する学校の各同窓会年齢25年以上の役員のうちから理事会が選任した者3人以上5人以内
 - (6) この法人の設立功労者及び維持発展尽力者で理事会が選任した者4人以上7人以内
 - (7) この法人に關係のある学識経験者及びこの法人に勤務経験を有し在任中功績があつたと認められる者で理事会が選任した者3人以上6人以内
- 2 前項第1号から第4号までの評議員は、その職又は地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(任期)

第26条 評議員（前条第1項第1号の評議員を除く。）の任期は、選任後3年以内に終了する会計年度のうち、最終年度の決算及び事業の報告に関する評議員会の終結の時までとする。ただし、補欠又は補充の評議員の任期は、前任者又は現任者の任期満了の時までとする。

- 2 評議員は、再任されることができる。
 - 3 評議員は、任期満了の後でも後任の評議員が選任されるまでは、なおその職務を行う。
- (評議員の解任及び退任)

第27条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の三分の二以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
 - (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
- 2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了。
- (2) 辞任。
- (3) 死亡。

第5章 資産及び会計

(資産)

第28条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第29条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。
- 5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第30条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第31条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な金融機関に預貯金若しくは信託し、又は確実な有価証券を購入し、理事長がこれを保管する。

(経費の支弁)

第32条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第33条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

- 2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第34条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

- 2 この法人の事業に関する中期的な計画は、原則として5年以上として理事会で定める期

間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならぬ。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第35条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第36条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

- 2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。
- 3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第37条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

- 2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給基準及び寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第38条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- (2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係

る記載の部分を除く。) を作成したとき これらの書類の内容

- (4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準
(役員の報酬)

第39条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第40条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第41条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

第6章 解散及び合併

(解散)

第42条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあっては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあっては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第43条 この法人が解散した場合(合併又は破産によって解散した場合を除く。)における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第44条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第45条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 補則

(責任の免除)

第46条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第47条 理事（理事長、専務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金0円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(書類及び帳簿の備付)

第48条 この法人は、第37条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、この法人の設置する学校の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第50条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

1 この法人組織変更当初の役員は左の通りとする。

理事長 安保賢蔵

理事 赤野正信

同 蔵田周忠

同 東郷泰蔵

同 草野常德

同 西村郁允

監事 梅原秀雄

同 高橋俊男

2 合併当時の役員の任期は、昭和31年4月末日迄とし、評議員の任期は、同年3月末日迄とする。

附 則

この寄附行為は、昭和35年6月13日から施行し、昭和35年5月14日から適用する。

附 則

この寄附行為は、昭和36年6月19日から施行し、昭和36年4月1日から適用する。

附 則

この寄附行為は、昭和38年2月15日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和39年9月30日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和40年3月31日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和41年1月25日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和41年3月18日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和42年5月18日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和43年3月25日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和43年6月21日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和44年3月26日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和45年10月20日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和48年5月10日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和51年6月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和52年1月7日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和53年1月12日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣認可の日（昭和63年8月31日）から施行する。

附 則

この寄附行為（平成元年8月18日文部大臣認可）は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成3年5月16日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成4年5月18日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成8年12月19日）から施行する。

附 則

平成9年4月25日文部大臣の認可のこの寄附行為は、平成9年5月27日から施行する。

附 則

平成12年3月6日文部大臣の認可のこの寄附行為は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成12年5月24日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成12年12月21日）から施行する。

附 則

平成13年3月1日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成13年8月1日）から施行する。

附 則

（施行期日）

平成13年12月27日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成14年4月1日から施行する。

（武藏工業大学の工学部土木工学科及び経営工学科の存続に関する経過措置）

武藏工業大学の工学部土木工学科及び経営工学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、平成14年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成14年7月26日）から施行する。

附 則

（施行期日）

平成14年11月19日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成15年4月1日から施行する。

（武藏工業大学の工学部電気電子工学科、電子情報工学科及びエネルギー基礎工学科の存続に関する経過措置）

武藏工業大学の工学部電気電子工学科、電子情報工学科及びエネルギー基礎工学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、平成15年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成15年11月27日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成16年8月17日）から施行する。

附 則

（施行期日）

平成16年5月25日理事会承認のこの寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。

(東横学園女子短期大学生活学科の存続に関する経過措置)

東横学園女子短期大学生活学科は、改正後の寄附行為第4条第5号の規定にかかわらず、平成17年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成17年11月4日）から施行する。

(現に就任中の理事、監事及び評議員の任期に関する経過措置)

現に就任中の理事、監事及び評議員の任期については、第6条第1項、第7条第1項、第8条、第21条第2項、第25条の規定にかかわらず、任期満了の日（平成18年5月26日）までとする。

(現に就任中の理事長及び専務理事の任期に関する経過措置)

現に就任中の理事長及び専務理事の任期については、第6条第2項及び第3項の規定にかかわらず、任期満了の日（平成18年5月26日）までとする。

附 則

(施行期日)

平成17年5月24日理事会承認のこの寄附行為は、平成18年4月1日から施行する。

(武蔵工業大学第二高等学校情報通信科の存続に関する経過措置)

武蔵工業大学第二高等学校情報通信科は、改正後の寄附行為第4条第4号の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

平成18年3月17日理事会承認のこの寄附行為は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

平成18年3月17日理事会承認のこの寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。

(武蔵工業大学第二高等学校メカニック科、情報電気科、総合電気電子システム科及び情報マルチメディア科の存続に関する経過措置)

武蔵工業大学第二高等学校メカニック科、情報電気科、総合電気電子システム科及び情報マルチメディア科は、改正後の寄附行為第4条第4号の規定にかかわらず、平成19年3月

31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

(施行期日)

平成18年5月23日理事会承認のこの寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。

(武藏工業大学電気電子情報工学科、都市基盤工学科の存続に関する経過措置)

武藏工業大学電気電子情報工学科、都市基盤工学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、平成19年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成19年5月17日）から施行する。

附 則

(施行期日)

平成19年3月16日理事会承認のこの寄附行為は、平成20年4月1日から施行する。

(武藏工業大学工学部環境エネルギー工学科の存続に関する経過措置)

武藏工業大学工学部環境エネルギー工学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、平成20年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成20年4月24日）から施行する。

附 則

平成20年10月31日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

平成21年3月24日理事会承認のこの寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。

(東京都市大学知識工学部応用情報工学科の存続に関する経過措置)

東京都市大学知識工学部応用情報工学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、平成21年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

平成21年5月18日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成21年5月27日から施行する。

附 則

この寄附行為は、理事会承認の日（平成21年10月20日）から施行する。

附 則

平成22年3月29日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成22年7月20日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成22年7月30日）から施行する。

附 則

（施行期日）

平成24年3月15日理事会承認のこの寄附行為は、平成25年4月1日から施行する。

（東京都市大学工学部生体医工学科、知識工学部情報ネットワーク工学科の存続に関する経過措置）

東京都市大学工学部生体医工学科、知識工学部情報ネットワーク工学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成25年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

平成25年11月7日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、理事会承認の日（平成26年5月20日）から施行する。

附 則

（施行期日）

平成29年3月23日理事会承認のこの寄附行為は、平成30年4月1日から施行する。

（東京都市大学大学院工学研究科の存続に関する経過措置）

東京都市大学大学院工学研究科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、平成30年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

平成29年12月14日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

平成30年3月16日理事会承認のこの寄附行為は、平成31年4月1日から施行する。

(東京都市大学工学部電気電子工学科、知識工学部経営システム工学科及び環境学部環境マネジメント学科の存続に関する経過措置)

東京都市大学工学部電気電子工学科、知識工学部経営システム工学科及び環境学部環境マネジメント学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、平成31年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

(施行期日)

平成31年3月15日理事会承認のこの寄附行為は、平成32年4月1日から施行する。

(東京都市大学工学部機械工学科、機械システム工学科、電気電子通信工学科、医用工学科、エネルギー化学科、原子力安全工学科及び知識工学部情報科学科、知能情報工学科の存続に関する経過措置)

東京都市大学工学部機械工学科、機械システム工学科、電気電子通信工学科、医用工学科、エネルギー化学科、原子力安全工学科及び知識工学部情報科学科、知能情報工学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、平成32年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、理事会承認の日（令和元年5月24日）から施行する。

附 則

令和元年6月11日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

令和2年3月16日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

令和2年3月13日理事会承認のこの寄附行為は、令和3年4月1日から施行する。

(東京都市大学理工学部エネルギー化学科の存続に関する経過措置)

東京都市大学理工学部エネルギー化学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、令和3年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、理事会承認の日（令和4年3月23日）から施行する。

附 則

(施行期日)

令和4年3月23日理事会承認のこの寄附行為は、令和5年4月1日から施行する。

(東京都市大学人間科学部児童学科の存続に関する経過措置)

東京都市大学人間科学部児童学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、令和5年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

令和5年5月29日理事会承認のこの寄附行為は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

令和5年8月9日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和6年5月1日から施行する。